



島根県報

平成30年10月2日（火）

第3,045号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要 (中小企業課) 2

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 2

開発行為に関する工事の完了（2件） (") 3

告 示**島根県告示第643号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社More Liberty	訪問看護	訪問看護ステーション	浜田市殿町62-5	平成30年10月1日
	介護予防訪問看護	言の葉・ことのは		

島根県告示第644号

平成30年島根県告示第409号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成30年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT出雲店 島根県出雲市塩冶町字善光寺1291番外

2 意見の概要

(1) 交通対策について

ア 店舗の出入り口及び駐車場内での事故防止のために、適切な誘導対策を講じられたい。

イ 店舗敷地北東側鉄道高架下の無信号交差点を通過する通学生約760人の安全確保及び付近の交通渋滞解消のために、関係行政機関に意見具申するなど、万全の交通安全対策を講じられたい。

(2) 24時間営業の短縮について

出店予定地は、もともと大規模な集客施設が想定されていない土地柄で、周辺にはすでに大規模な出雲市営住宅や一般の住宅が隣接しており、深夜営業で発生する各種の騒音は、隣接住民の安住を損ねることになること、また、通学生の通学時間帯の事故を回避するなどの観点から、営業時間の短縮に向けて配慮されたい。

(3) 防犯カメラの設置について

店舗の各出入り口付近に防犯カメラを設置し、敷地内に入出入りする車両や来店者等の事故防止策を講じられたい。

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（島根県出雲市今市町70）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画ごみ焼却場
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市安来町字八幡582番1の一部
面積 3,879.81平方メートル
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市安来町899番地1
社会福祉法人せんだん会
理事長 杉原 建
-

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
雲南市三刀屋町三刀屋1186番2、1186番10の一部、1197番1、1197番2、1197番3の一部、1197番5の一部、1198番1の一部、1199番1の一部
面積 4,088.69平方メートル
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
雲南市木次町里方521番地1
雲南市長 速水 雄一
-